

【台湾用参考資料】

【申告しなくても良い品目（原文）】

無須申報動物検疫者

1. 保久乳、奶粉及乳酪。
 2. 供人食用之高溫滅菌罐頭食品（但須符合行政院衛生署之食品輸入相關規定）。
 3. 不含肉類成分之餅乾、蛋糕、麵包、速食麵、粥、粉條、固態湯類等食品。
 4. 不含動物性成分及僅含乳品或水產品成分之犬貓食品（有清楚之商品成分標示或原廠說明以茲判定）。
 5. 經煮熟蛋類（蛋黃及蛋白須完全凝固，表面應清潔不得帶有泥土、灰等物質）製品。（鴨仔蛋等含胚胎蛋不論是否煮熟均禁止輸入）
 6. 經拋光、上漆等加工處理動物角、骨、齒、爪、蹄等產品（如夾雞骨髓、角髓、牙髓、糞便、皮塊、血或其他物質污染者禁止輸入）。
 7. 經染色加工之動物羽、毛等產品及經鞣製加工處理之動物皮革等產品。
 8. 經熬製精煉供人食用之動物油脂。
 9. 經清潔處理後再凝固乾燥成型或再熱蒸成糊狀之燕窩成品及其高溫罐製品。
 10. 經乾燥、醃漬、調製等加工處理之水產品及已完全去除內臟之魚產品。
 11. 含肉速食麵（或泡麵）、速食粥、含肉之固態或粉狀之湯類等食品。
- ※ 大間蟹係禁止旅客攜帶之貨品，若有任何通關或檢驗問題，請逕洽財政部關務署或衛生福利部食品藥物管理署 ☆

【申告しなくても良い品目（翻訳文）】

- 1 ESL製法の牛乳、粉ミルク、チーズ
- 2 食用缶詰（餌用は禁止）
- 3 肉の成分が含まない、クッキーやケーキ、パン、インスタントラーメン、おかゆ、春雨、フリーズドライスープ
- 4 動物性原料が含まない、かつ乳製品や水産物のみ入ってる犬向け、猫向けの餌
(詳しい商品表示と生産工場の証明が必要)
- 5 全熟のタマゴ（白身と黄身は必ず固まったもので、表面が清潔で土や灰がついてないもの）製品。（有精卵は生と熟を問わず禁止）
- 6 つやだしや漆など工程で処理した動物の角や骨、歯、爪、蹄（ただし、脊髄、糞、皮、革、血などつけたものは禁止）
- 7 色染めなど加工された動物の羽や毛皮、鞣された革製品。
- 8 食用動物脂肪（餌用は禁止）
- 9 即食できるツバメの巣
- 10 乾燥、漬け、調理された水産物及び、完全に内臓を取り除いた魚類製品
- 11 肉の成分が含まれているインスタントラーメン、即席ラーメン、レトルト粥、インスタントスープ、フリーズドライスープ
※上海蟹は禁止（淡水がこのため）

【補足】10

魚は内臓を取り除いて調理されていること。
調理されていても、内臓が残っているものはNGの可能性があります。
魚以外は内臓があっても茹でていけばOKです。
(調査を進めていきますと、どうやら外国からの生物持ち込みで「繁殖」の観点による規制と考えられます。)

【申告しなくても良い品目（サンプル）】



カニ各種



いか塩辛



かにみそ



鮭とば



うに



ほっけ (生)



イカなど真空パック



たらば足ポイル



こまい (生)



たこ足



つぼだい



乾燥ホウテ



ほたて



開きキンキ



たらこ



松前漬け



まぐろ刺身



鮭 (姿)



鮭 (焼き)



くじらベーコン



とびっこ



すじこ



いくら



数の子



冷凍あわび



宗八カレイ

【申告しなくても良い品目（その他）】

- ・三升漬、たこわさび ・干物、紅鮭甘塩 ・かに(ポイル)
 - ・魚卵
- ※魚卵は塩漬、醤油漬がOKです。繁殖出来ないからです。

【持ち込み不可】



活ホウテ (NG)



活あわび (NG)



生すじこ (NG)

本情報は台湾税務署検疫局より引用しており全てを網羅するものではありません。
参考資料としてお作りしておりますのでこちらに関わるトラブルなどは一切責任を負いかねます。